

高齢 第 748 号
平成 29 年 9 月 27 日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
居宅サービス事業所の管理者 様
介護予防サービス事業所の管理者 様
介護保険施設の管理者 様
高齢者施設の施設長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

非常災害への対策について（通知）

平成 28 年 8 月の台風第 10 号による岩手県の高齢者福祉施設での被害や、水防法等の災害関連法の改正を受けて、平成 25 年 9 月 2 日付け高齢第 629 号「非常災害に関する具体的計画の策定について」で示した「事業所における災害時対応マニュアルの策定について」を改正しましたので、各事業所における災害対策計画策定等の参考としてください。

また、新潟県における高齢者福祉施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定めた基準条例等により、事象別の非常災害に関する具体的な計画を策定することとなっていない施設等においても、改正の趣旨を踏まえ、非常災害対策の見直し等を図るようお願いいたします。

記

- 1 事業所における災害時対応マニュアルの策定について
(平成 29 年 9 月 27 日 改正版)
- 2 事業所における災害時対応マニュアルの策定について 新旧対照表
- 3 平成 25 年 9 月 2 日付け高齢第 629 号 高齢福祉保健課長通知
「非常災害に関する具体的計画の策定について」

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課
施設福祉係 担当：加口
TEL 025-280-5193

【別紙】

事業所における災害時対応マニュアルの策定について

1 本通知の目的

基準条例において、県独自基準として「事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的な計画」としての災害時対応マニュアルの策定を求めているものである。

災害時対応マニュアルは、各事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性により、その内容が事業所ごとに異なることは必然であるため、本通知においては、画一的な標準マニュアル例を示すのではなく、各事業所が基準条例の求める実効性のある内容を確保するために定めるべき最低限の項目等を示すものである。

2 最低限盛り込むべき事項等

各種の災害直後の初動対応について可能な限り具体的に盛り込むこととし、主な項目は以下のとおりとする。

なお、夜間における対応についても、必要に応じて特記するなど、円滑な避難等が行えるようなマニュアルを作成する必要がある。

(1) 避難場所

予測される災害と建物構造などに基づき、避難先を施設内とする場合、施設外とする場合のそれぞれを定めておくこと。

また、季節、天候、時間帯及び入所者や利用者（以下「入所者等」という。）の状況等に応じて、第1段階として施設内の安全な場所への避難、第2段階として近隣公共施設等への短期的な避難など、段階を踏んで避難場所を検討することが望ましい。

(2) 避難経路

道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を想定すること。また、迅速な避難誘導を可能とするため、避難経路図の作成なども検討する必要がある。

(3) 自力で避難できない入所者等の避難方法

入所者等の移動手段・避難手段としては、車いす・ストレッチャー・職員による介助・徒歩等による方法が考えられるが、入所者等一人ひとりについて、「だれを・どのように」避難させるかという具体的な計画を定めることが望ましい。

3 マニュアルの実効性確保

マニュアルでは、2で定める初動対応において最低限盛り込むべき事項だけでなく、職員の不足時の応援要請先や市町村、消防機関等の通報先を定めた緊急連絡網を整備しておく必要があるが、それらが実効性のあるものとして有効に機能するよう、次の点に十分留意する必要がある。

(1) 職員への周知

初動対応を迅速かつ円滑に行うため、緊急時の連絡網（応援連絡先も含む）、対応マニュアルを執務室等の常に確認できる場所に掲示する等を含め、職員に対しマニュアルの周知徹底を図ること。

(2) 通報及び情報収集体制

市町村、消防機関等への確な通報ができるよう、事象別の訓練を職員に対して実施するとともに、複数の媒体による災害情報の収集等に努めるようにすること。

(3) 避難訓練

毎年の訓練の実施等によりマニュアルの実効性を検証し、必要に応じて随時修正すること。特に、入所施設又は夜間に利用する者がある事業所については、夜間又は夜間を想定した訓練を行うなど、実態に即して行うこと。

(4) 関係機関等との協議

マニュアルの実効性を高めるため、各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関（消防署など）や、地域防災計画を定める市町村から地域の実情に即した指導・助言を受けること。

4 作成する災害の事象

(1) 全事業所必須な事象

- ① 火災
- ② 地震

(2) 事業所所在の地域環境により必要な事象

- ① 風水害
- ② 津波
- ③ その他「地すべり」や「雪害」など

注）水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に要配慮者利用施設と位置づけられた施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画の作成や、作成した計画を市町村担当部局へ報告することなどが義務づけられている点留意すること。

5 体裁

基本的に事業所の判断により災害対応マニュアルを作成することになるが、体裁としては以下の2通りが考えられる。

(1) 共通事項と個別事項で分けて作成（別紙1参照）

上記2を災害事象ごとの個別事項として作成し、その他を一括して共通事項を作成する。

(2) 災害事象ごとに独立したものを作成（別紙2参照）

災害事象ごとに完結した形で作成する。

6 その他

災害時における他事業所との連携体制の整備等の事前対策や災害収束後の復旧対策等、初動対応以外については項目等の提示は行わないが、事業所において適切に判断のうえ対応すること。

また、水防法の改正に伴い、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域の要配慮者利用施設は、自衛水防組織を置くことの努力義務化が規定されていることも留意すること。

【別紙 1】

【例】災害対応マニュアル

1 本マニュアルは、地震・火災・〇〇・△△・・・の災害に対する具体的な対応について定める。

- ・
- ・
- ・

□ 各種の災害事象における個別の初動対応については、別紙のとおりとする。

- ・
- ・



<別紙>

各種災害事象別初動対応

※ 出来る限り具体的に記載することとし、行動計画的なものとなるよう配慮すること。

地震	避難場所	<第1順位> : 〇〇・・・ <第2順位> : △△・・・
	避難経路	<第1順位> ××・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <第2順位> ●●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	自力避難困難 の入所者対応	<日中> ▲▲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <夜間> □□・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
火災	避難場所	
	避難経路	



【別紙2】

【例】災害対応マニュアル（地震）

- 1 ○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・
 - ・
 - ・

△ 地震発生時の初動対応については、以下のとおり対応する。

- (1) 避難場所
□□・・・・・・・・・・・・・・・・
- (2) 避難経路
××・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3) 自力避難困難な入所者等対応
●●・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・
- ・



【例】災害対応マニュアル（火災）

- 1 ▲▲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・
 - ・
 - ・

△ 火災発生時の初動対応については、以下のとおり対応する。

- (1) 避難場所
■ ■・・・・・・・・・・・・・・・・
- (2) 避難経路
◎◎・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3) 自力避難困難な入所者等対応
◇◇・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・
- ・

新	旧
<p data-bbox="241 288 322 316">【別紙】</p> <p data-bbox="309 384 981 411">事業所における災害時対応マニュアルの策定について</p> <p data-bbox="232 483 434 510">1 本通知の目的</p> <p data-bbox="226 531 1086 703">基準条例において、県独自基準として「事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的な計画」としての災害時対応マニュアルの策定を求めているものである。</p> <p data-bbox="226 724 1086 943">災害時対応マニュアルは、各事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性により、その内容が事業所ごとに異なることは必然であるため、本通知においては、画一的な標準マニュアル例を示すのではなく、各事業所が基準条例の求める実効性のある内容を確保するために定めるべき最低限の項目等を示すものである。</p> <p data-bbox="232 1015 602 1042">2 最低限盛り込むべき事項等</p> <p data-bbox="226 1062 1086 1139">各種の災害直後の初動対応について可能な限り具体的に盛り込むこととし、主な項目は以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="226 1160 1086 1236">なお、夜間における対応についても、必要に応じて特記するなど、円滑な避難等が行えるようなマニュアルを作成する必要がある。</p> <p data-bbox="255 1257 421 1284">(1) 避難場所</p> <p data-bbox="309 1305 1086 1332">予測される災害と建物構造などに基づき、避難先を施設内とす</p>	<p data-bbox="1128 288 1209 316">【別紙】</p> <p data-bbox="1205 384 1877 411">事業所における災害時対応マニュアルの策定について</p> <p data-bbox="1120 483 1321 510">1 本通知の目的</p> <p data-bbox="1113 531 1973 703">基準条例において、県独自基準として「事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的な計画」としての災害時対応マニュアルの策定を求めているものである。</p> <p data-bbox="1113 724 1973 943">災害時対応マニュアルは、各事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性により、その内容が事業所ごとに異なることは必然であるため、本通知においては、画一的な標準マニュアル例を示すのではなく、各事業所が基準条例の求める実効性のある内容を確保するために定めるべき最低限の項目等を示すものである。</p> <p data-bbox="1120 1015 1489 1042">2 最低限盛り込むべき事項等</p> <p data-bbox="1113 1062 1973 1139">各種の災害直後の初動対応について可能な限り具体的に盛り込むこととし、主な項目は以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1113 1160 1973 1236">なお、夜間における対応についても、必要に応じて特記するなど、円滑な避難等が行えるようなマニュアルを作成する必要がある。</p> <p data-bbox="1142 1257 1308 1284">(1) 避難場所</p> <p data-bbox="1196 1305 1973 1332">予測される災害と建物構造などに基づき、避難先を施設内とす</p>

る場合、施設外とする場合のそれぞれを定めておくこと。

また、季節、天候、時間帯及び入所者や利用者（以下「入所者等」という。）の状況等に応じて、第1段階として施設内の安全な場所への避難、第2段階として近隣公共施設等への短期的な避難など、段階を踏んで避難場所を検討することが望ましい。

(2) 避難経路

道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を想定すること。また、迅速な避難誘導を可能とするため、避難経路図の作成なども検討する必要がある。

(3) 自力で避難できない入所者等の避難方法

入所者等の移動手段・避難手段としては、車いす・ストレッチャー・職員による介助・徒歩等による方法が考えられるが、入所者等一人ひとりについて、「だれを・どのように」避難させるかという具体的な計画を定めることが望ましい。

3 マニュアルの実効性確保

マニュアルでは、2で定める初動対応において最低限盛り込むべき事項だけでなく、職員の不足時の応援要請先や市町村、消防機関等の通報先を定めた緊急連絡網を整備しておく必要があるが、それらが実効性のあるものとして有効に機能するよう、次の点に十分留意する必要がある。

(1) 職員への周知

る場合、施設外とする場合のそれぞれを定めておくこと。

また、季節、天候、時間帯及び入所者や利用者（以下「入所者等」という。）の状況等に応じて、第1段階として施設内の安全な場所への避難、第2段階として近隣公共施設等への短期的な避難など、段階を踏んで避難場所を検討することが望ましい。

(2) 避難経路

道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を想定すること。また、迅速な避難誘導を可能とするため、避難経路図の作成なども検討する必要がある。

(3) 自力で避難できない入所者等の避難方法

入所者等の移動手段・避難手段としては、車いす・ストレッチャー・職員による介助・徒歩等による方法が考えられるが、入所者等一人ひとりについて、「だれを・どのように」避難させるかという具体的な計画を定めることが望ましい。

3 マニュアルの実効性確保

マニュアルでは、2で定める初動対応において最低限盛り込むべき事項だけでなく、職員の不足時の応援要請先や市町村、消防機関等の通報先を定めた緊急連絡網を整備しておく必要があるが、それらが実効性のあるものとして有効に機能するよう、次の点に十分留意する必要がある。

(1) 職員への周知

初動対応を迅速かつ円滑に行うため、緊急時の連絡網（応援連絡先も含む）、対応マニュアルを執務室等の常に確認できる場所に掲示する等を含め、職員に対しマニュアルの周知徹底を図ること。

(2) 通報及び情報収集体制

市町村、消防機関等へ的確な通報ができるよう、事象別の訓練を職員に対して実施するとともに、複数の媒体による災害情報の収集等に努めるようにすること。

(3) 避難訓練

毎年の訓練の実施等によりマニュアルの実効性を検証し、必要に応じて随時修正すること。特に、入所施設又は夜間に利用する者がある事業所については、夜間又は夜間を想定した訓練を行うなど、実態に即して行うこと。

(4) 関係機関等との協議

マニュアルの実効性を高めるため、各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関（消防署など）や、地域防災計画を定める市町村から地域の実情に即した指導・助言を受けること。

4 作成する災害の事象

(1) 全事業所必須な事象

- ① 火災
- ② 地震

(2) 事業所所在の地域環境により必要な事象

初動対応を迅速かつ円滑に行うため、緊急時の連絡網（応援連絡先も含む）、対応マニュアルを執務室等の常に確認できる場所に掲示する等を含め、職員に対しマニュアルの周知徹底を図ること。

(2) 通報及び情報収集体制

市町村、消防機関等へ的確な通報ができるよう、事象別の訓練を職員に対して実施するとともに、複数の媒体による災害情報の収集等に努めるようにすること。

(3) 避難訓練

毎年の訓練の実施等によりマニュアルの実効性を検証し、必要に応じて随時修正すること。特に、入所施設又は夜間に利用する者がある事業所については、夜間又は夜間を想定した訓練を行うなど、実態に即して行うこと。

4 作成する災害の事象

(1) 全事業所必須な事象

- ① 火災
- ② 地震

(2) 事業所所在の地域環境により必要な事象

- ① 風水害
- ② 津波
- ③ その他「地すべり」や「雪害」など

注) 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に要配慮者利用施設と位置づけられた施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画の作成や、作成した計画を市町村担当部局へ報告することなどが義務づけられている点留意すること。

5 体裁

基本的に事業所の判断により災害対応マニュアルを作成することになるが、体裁としては以下の2通りが考えられる。

(1) 共通事項と個別事項で分けて作成（別紙1参照）

上記2を災害事象ごとの個別事項として作成し、その他を一括して共通事項を作成する。

(2) 災害事象ごとに独立したものを作成（別紙2参照）

災害事象ごとに完結した形で作成する。

6 その他

災害時における他事業所との連携体制の整備等の事前対策や災害収束後の復旧対策等、初動対応以外については項目等の提示は行わないが、事業所において適切に判断のうえ対応すること。

- ① 風水害
- ② 津波
- ③ その他「地すべり」や「雪害」など

5 体裁

基本的に事業所の判断により災害対応マニュアルを作成することになるが、体裁としては以下の2通りが考えられる。

(1) 共通事項と個別事項で分けて作成（別紙1参照）

上記2を災害事象ごとの個別事項として作成し、その他を一括して共通事項を作成する。

(2) 災害事象ごとに独立したものを作成（別紙2参照）

災害事象ごとに完結した形で作成する。

6 その他

災害時における他事業所との連携体制の整備等の事前対策や災害収束後の復旧対策等、初動対応以外については項目等の提示は行わないが、事業所において適切に判断のうえ対応すること。

また、水防法の改正に伴い、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域の要配慮者利用施設は、自衛水防組織を置くことの努力義務化が規定されていることも留意すること。

また、水防法の改正に伴い、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域の高齢者等利用施設は、洪水時における避難確保訓練の実施に加え、自衛水防組織を置くことの努力義務化が規定されたことも留意すること。